

中小企業金融の再生に向けた取組み

2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		財務内容の悪化が軽微なうちに経営改善指導に取組むことが肝要であり、総与信額80百万円以上の先に対象先を拡大して早期の債権健全化を図る。
スケジュール	15年度	営業店長が 3ヶ月毎文書により対象先企業の改善計画進捗状況を報告、 6ヶ月毎の企業実態報告会で個社別に経営改善計画の進捗状況を説明し、 の状況を踏まえて、融資部の担当者を取組方針・指導方針を検討する。
	16年度	上記内容で経営改善指導を継続する。
備考(計画の詳細)		15年度下半期からは、京阪神地区の緊急性、重要性を要する対象先に中小企業診断士の資格を有する専担者を配置するなどして、財務・業務面についての改善指導を一層強化していく。
進捗状況		
	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年 4月～16年 9月	経営改善指導の対象先に対し財務面等の問題点を指摘しながら経営改善計画書の提出を求め、改善計画書の実現可能性や個社別に取組方針・指導方針を検討、3ヶ月毎に進捗状況の管理を行うことにより改善の成果に結びつける。また、業種等で専門性を要する場合は中小企業再生支援協議会や中小企業診断士等の外部機関等の活用も検討していく。
	16年 4月～16年 9月	兵庫県中小企業再生支援協議会に具体的再生案件を持ち込み 8月に支援決定を受けました。なお、経営改善支援に関する専担者の配置についてはなお検討課題として残っている。
	(2)経営改善支援の取組み状況(注) 15年 4月～16年 9月	経営改善指導対象先80先に対し、財務リストラや新たな資本注入により金融負債の削減と資金繰りの改善を指導するなどした結果、要注意先から正常先10先、要管理先から要注意先へ4先、計14先債務者区分がランクアップした。 なお、現状では破綻懸念先を経営改善指導の対象としていないが、企業再生実務に長けた人材の育成と地域的影響等をもとに優先順位つけた対象先の見直しが課題である。
	16年 4月～16年 9月	16年度上半期については、要注意先から正常先に 5先(与信額ベース1,619百万円)ランクアップするにとどまったが、債務者区分に変更ないものの負債削減やリストラ策実行により財務内容が改善された債務者もあり経営改善支援についてはそれなりの成果がある。

(但馬銀行)

(注)下記の項目を含む

経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。

・同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。

・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。

・こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を含む)